

令和8年度

鳥取県会計年度任用職員（一時保護支援員）採用試験募集案内

鳥取県西部総合事務所県民福祉局 米子児童相談所

〒 683-0052 米子市博労町四丁目50

（電 話） 0859-33-1471

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	随時募集しています。 ◎採用試験申込書等を鳥取県西部総合事務所県民福祉局米子児童相談所（住所は試験会場欄に記載）に直接持参又は又は郵送すること。 ◎郵送の場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。 受付時間：午前8時30分～午後5時15分 （土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。）
試験日時	相談により日時を決定します。 ◎試験日時は相談により決定しますので、採用試験申込書に確実に連絡がとれる電話番号を記載してください。
試験会場	鳥取県西部総合事務所県民福祉局 米子児童相談所 （米子市博労町四丁目50）
試験結果発表日	試験日より5営業日以内に受験者へ合格通知を発送します。

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採用予定者数	職 務 の 内 容	配属先
一時保護支援員	7名	・一時保護における宿直勤務に関すること ・一時保護児童の行動観察及び指導に関すること （児童と過ごしながら生活習慣の指導及び就寝後の巡回等、一時保護所の宿直勤務を行っていただきます。）	西部総合事務所県民福祉局（米子児童相談所）

3 受験資格

（1）年齢 18歳以上、性別は問いません。

（2）必要な資格、免許等

熱意を持って児童への指導を行うことができ、次のいずれかに該当する者

① 学校教育法学校教育法に基づく大学、大学院、短期大学又は専門学校において、児童福祉、社会福祉、心理学、教育学、社会学、医学、看護学、保健学等を専修する学科を卒業した者、若しくは履修中の者、又は社会福祉法第19条第1項各号に規定する社会福祉主事の任用資格を有する者

② 保育士資格を取得し、2年以上児童福祉施設で従事した者

③ こども家庭庁が定める「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づく子育て支援員研修のうち、「地域保育コース」又は「社会的養護コース」の履修者で、かつ、2年以上児童福祉施設で従事した者

④ 社会福祉施設等において、2年以上入所者の生活支援に従事した者

（3）地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

- ② 鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ④ 地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日の前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験可能です。

4 試験内容、時間

試験種目	試験時間	配点	内 容
作文試験	40分	20点	思考、知識、表現能力等についての作文試験
適性試験	15分		業務に対する適性のための筆記試験
人物試験	20分	50点	個別面接による人物についての口述試験

5 任用期間

採用日～令和9年3月31日（予定）

6 勤務条件（予定）

給 与	○報酬 勤務1回につき13,889円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。 ○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月（6月期：1.1205月分、12月期：1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 （例：令和8年4月1日採用の場合の割合 6月期：100分の30 12月期：100分の100） ○費用弁償（通勤手当） ・通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。 ・交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 ・自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,700円から53,100円の額に1箇月の通勤回数を乗じて21で除した額（9/21を上限とする。）を支給します。
福 利	各種保険の適用なし
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 （1）年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇が付与されます。 （2）特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び 勤務時間	勤務日は月9回以内で不定期 1回の勤務時間は、午後5時15分から翌朝午前8時30分まで
任用の期間	従業務が翌年度も継続される場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります（再度の任用4回まで）。
そ の 他	夕食、朝食時に児童と食事を共にし、食事代を徴収します。

◎上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

提出書類等	(1) 採用試験申込書 1部 (顔写真を貼付すること) (2) 合否通知用受取先を記入した返信用封筒 (110円切手を貼付) 1通 (3) 資格免許等の写しなど3 (2) の受験資格を証明できるもの
申込み先	鳥取県西部総合事務所県民福祉局 米子児童相談所 〒683-0052 米子市博労町四丁目50 電話 (0859)33-1471

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

※記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。

8 採用予定者の決定方法

作文試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順に採用予定者を決定します。

ただし、それぞれの得点が一定の水準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

9 試験結果の発表

受験者全員に郵送で合否を通知します。

10 試験結果（得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験の得点及び順位	試験結果発表日から1月間	米子児童相談所

試験結果の開示の請求は、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

11 試験に関する注意事項

- (1) 試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。
- (2) 受験の際は、筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格者決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

【会場地図】

